

令和6年度神奈川県理学療法士及び作業療法士修学資金の貸付けについて

1 神奈川県理学療法士及び作業療法士修学資金貸付の目的

将来、神奈川県内において理学療法士又は作業療法士として業務に従事する人材を育成するため、理学療法士又は作業療法士の学校・養成施設に在学する学生に、神奈川県が無利息で修学資金の貸付けを行うものです。

2 貸付対象者（次の①～③すべての要件を満たす学生）

- ① 理学療法士又は作業療法士の学校・養成施設(以下、学校等という。)に在学している学生
- ② 成績が優れ、性行が正しく、かつ、身体が健康である学生
- ③ 卒業後、神奈川県内において引き続き理学療法士又は作業療法士としての業務に従事する意思のある学生

3 貸付内容：月額25,000円（3ヶ月分を年4回に分けて、銀行口座に振込みます。）

4 令和6年度新規募集人数：4人（予定）

5 貸付金の返還

この修学資金は「貸し付ける」ものですので、退学、辞退等により貸付けを廃止した場合は、廃止後速やかに貸し付けた金額を返還していただきます。

また、原則として、卒業後は速やかに返還していただきますが、卒業後期間を空けずに（3月卒業の場合は4月から）神奈川県内において、理学療法士又は作業療法士として業務に従事した場合に限り、返還が猶予されます。

その後、そのまま引続いて（月が連続して）貸付期間に相当する期間を県内で業務に従事した場合は、返還免除の申請が可能です。申請の内容が免除要件を満たしていると認められた場合は、返還が免除されます。

このほか、病気療養等による返還猶予を受けられることもあります。この場合の猶予期間は、原則、同一事由で最長1年間です。

また、途中で県外に転職等をした場合は、返還免除要件に該当しなくなりますので、次の算式により得た額を返還していただきます。

$$\text{返還額} = \text{貸付を受けた額} - \left(\text{貸付を受けた額} \times \frac{\text{勤務した月数}}{\text{貸付を受けた月数}} \right)$$

なお、返還が滞った場合には、督促（督促状の送付）、催告（催告書の送付、電話催告、訪問催告）、返還者を借受者本人から連帯保証人に変更、訴訟手続き（支払督促、少額訴訟、通常訴訟）等を実施することになります。あらかじめ御了承ください。

6 修学資金の申請方法

(1) 提出書類

① 修学資金貸付申請書(第1号様式)

- ・ 連帯保証人の印鑑は印鑑登録証明書と同じもの(実印)としてください。

② 連帯保証人の印鑑登録証明書

連帯保証人について(2人)

- ・ 申請者に父又は母があるときは、連帯保証人の1人は父母のいずれかとし、もう1人は違う方としてください。連帯保証人は借受者本人と連帯して債務を負担していただきます。

③ 学業成績表等

(ア) 令和6年4月に理学療法士・作業療法士の学校等に入学された学生

- ・ 在学証明書
- ・ 最終学歴学校の成績証明書※1

※1…書類の保存期間が過ぎた等の理由により、最終学歴の学校において成績証明書が発行されない場合は、御相談ください。

(イ) 理学療法士・作業療法士の学校等に在学中の学生

- ・ 前年度の成績証明書※2

※2…発行機関により巻封してあるものに限ります。開封してあるものは無効です。

○ 貸付けが決定した学生(修学生)には、後日、「誓約書」、「健康診断書」、貸付金振込みのための「口座振込申出書」を提出していただきます。

○ 貸付けが決定しなかった学生には、その旨、連絡します(申請書類の返却はありません)。

(2) 申込期間：令和6年4月1日(月)～令和6年4月30日(火)(必着)

※ 申込期間内に全ての書類が到着した方のみ審査します。

7 問合せ先：神奈川県健康医療局 医療整備・人材課 人材養成グループ

「理学・作業療法士修学資金担当」

電話 (045)210-4758(直通)又は(045)210-1111(内線4762)

8 提出先：次のあて先へ送付してください(専用郵便番号のため住所は省略できます)。

切り取って封筒に貼ってお使いいただけます。

〒231-8588

横浜市中区日本大通1

神奈川県健康医療局 医療整備・人材課 人材養成グループ

理学・作業療法士修学資金【新規】担当